

公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について

1 新型コロナウイルス感染症患者移送業務について

(1) 委託業務の内容

新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者等のうち、軽症者等を自宅から宿泊療養施設や病院など、本市が指定する場所へ移送を行うもの。

(2) 契約実績等（違反行為の対象となった契約）

- ①契約相手方：近畿日本ツーリスト(株)青森支店
- ②契約実績：5件
- ③契約金額：計32,298,188円

2 公正取引委員会からの排除措置命令等の概要（詳細は別添）

(1) 事業者への処分

東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)、(株)JTBの4社に対し、排除措置命令（移送業務の受託者である近畿日本ツーリスト(株)については、排除措置命令の対象外）

(2) 本市に対する要請等

- ・指名競争入札の際、共同実施をうかがわせる情報に接した場合は、同一の入札に指名しないこと。
- ・再委託をうかがわせる情報に接した場合は、積極的に状況の確認をすること。
- ・入札前に可否照会先を伝えるような行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずること。

3 本市の対応

(1) 事業者に対する処分

「青森市競争入札参加資格業者指名停止要領」第2条第1項の規定に基づき、別表2第13号（独占禁止法違反行為）に該当するものとして、6月5日付けで有資格業者4社を指名停止の措置

- 〔東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北… 9か月（令和6年6月5日～令和7年3月4日）
- 〔名鉄観光サービス(株)、(株)JTB… 18か月（令和6年6月5日～令和7年12月4日）

※近畿日本ツーリスト(株)については、自らが関与した談合について、その内容を公正取引委員会の調査開始前に自主的に報告したことで課徴金が全額免除されていること、及び、排除措置命令の対象になっていないことから、指名停止の対象とはならない。

(2) 再発防止に向けた対応

指名競争入札の際、業者が業務を共同で実施しようとしている情報に接した場合の注意事項や、入札・契約に関して公表していない情報の守秘義務の遵守の徹底等について、下記の①～③により周知徹底を図る。

- ①入札・契約事務の適正な執行について全庁に通知（要請等の概要及び要請等に関する注意事項）
- ②契約事務の手引きの改定（入札、見積競争時の注意事項に追記）
- ③各種職員研修において周知徹底